

日本における「子ども虐待」の変遷 (第2報)

岩下美代子, 岩本 愛子

The Transition of Child Abuse and Neglect in Japan (Report 2)

Miyoko Iwashita and Aiko Iwamoto

筆者は、1980年(昭和55年)10月から1981年(昭和56年)3月まで、アメリカNorth Carolina州Charlotteの郊外にある“Thompson Children’s Home”で虐待を受けた子どもたちと初めて出会った。わずか6カ月の研修であったが、強烈な体験であった。当時、アメリカの「子ども虐待」は日常茶飯事で社会問題の一つであったが、日本では幸いまだ深刻な社会問題ではなかった。わが国の1980年代は、校内暴力・家庭内暴力・いじめ・不登校などで教育界を困難に陥れていた。帰国して以来私の脳裏から「子ども虐待」は消えることはなかったが、他のことに忙殺されて、この25年間「子ども虐待」を真剣に取り組めないでいた。

ところが、平成に入ってわが国は「子ども虐待」が深刻になり始め、2000年(平成12年)に「児童虐待防止法」がやっと成立した。これに対しアメリカは実に早く、1974年(昭和49年)に「児童虐待防止対策法案」が制定されている。

「子ども虐待」は、家庭という密室で行われる場合が多い。これに取り組むことは昨今の個人情報問題もあり、難しい課題であることは重々承知している。虐待の原因は、一つの要因でなく複合的なものが考えられるので、一筋縄ではいかない。しかし、世代間連鎖や子育てのストレスなども見逃せない。

これらを考える時、教育はとても大切だと考える。虐待とは何か・虐待の背景にあるもの(原因)・対応などの知識を得て、教育を受けていれば予防できるという希望は持ち続けたいと願っている。そこで、短期大学で女子教育に携わっている筆者らは、将来母親になっていく学生たちに、「子ども虐待」の現状理解と防止啓発を図ることを目的に、昨年、2007年(平成19年)から約5年間の予定で「子ども虐待」と真剣に取り組むことにした。

Key words: 「子ども虐待」「児童虐待の内容」「事例の考察」「文献による研究」

(Received September, 17, 2008)

I. はじめに (研究目的)

思春期における青少年の臨床上的種々の問題は、この時期に発達上の問題がそこにあるからではあるが、それだけではなく、誕生から3歳近くまでの非言語的な発達期の重要さと親子関係の相互の響きあいがあることをだれもが認めている。子どもが誕生して初めて接するのは家庭であり、人間関係や教育の基盤を作る場所であると思う。その家庭内で虐待を受けた子どもたちは、心身の成長や発達に大きな影響を受ける。

また、家庭内において弱者である子どもに対して、強い立場にある親ないし保護者が加害者

* 鹿児島純心女子短期大学生生活学科生活学専攻生活ウェルネスコース (〒890-8525 鹿児島市唐湊4丁目22番1号)

になる行為は、どのような理由があるにしても許されることではない。

筆者は1981年(平成56年)、アメリカでの短期研修を終えて帰国して以来、アメリカの施設で出会った子どもたちのことを忘れたことはない。日本は良くも悪くもアメリカの社会現象が20年くらい遅れて発現するといわれている。当時、「子ども虐待」は民間レベルで憂慮していたが、政府はまだ深刻な社会問題として取り組んでこなかった。わが国の1980年(昭和55年)前後の時代は、校内暴力・家庭内暴力・いじめ・不登校などで教育界を揺るがしていた時代であった。

「子ども虐待」の問題は私の脳裏から離れることはなかった。しかし、当時の私は、自閉症児や不登校の家族との触れ合いが中心であった。この25年間「子どもの虐待」を気に留めながら真剣に取り組めないでいたが、平成に入ってわが国も「子ども虐待」が深刻になり始めた。

厚生労働省が調査を開始した1990年度(平成2年度)は虐待に関する相談件数が1,101件であったが、2004年度(平成16年度)から2006年度(平成18年度)の3年間は、3万件を超える件数にまで増加し、子どもたちの虐待死や児童殺害事件も増えつつある。アメリカでは1996年(平成8年)に虐待の通報件数が310万件と報告されている。これと比べて日本は少ないから大丈夫とみる人もいるかも知れないが、いずれアメリカ並みにならないとも限らない。

わが国の特異点は、短期間における急増ぶりである。統計データを公表し始めた1990年度からその後の10年間で発生件数は16倍に膨れあがり、2006年度には約34倍に増えている。また、虐待が明るみになった時に加害者である親の多くが、開口一番「しつけのためにやった」と言うことである。しつけを口実とした児童殺害の多発も特有の一つではないだろうか。

この状況の中で、筆者らは何ができるのだろうかと考えた。虐待を受けている子どもたちをすぐに具体的に支援できないにしても、野田正彰(京都女子大学、精神病理学)が「今後、子ども虐待は加速化するだろう。問題の根幹は教育にあり、豊かな人間関係を基本に据えるように教育の思想的なバックボーンを変える必要がある」と指摘している。筆者らは微力ながら、「子ども虐待」の予防として教育の啓発をしていきたいと考えている。

ここ15年間、親子関係を中心とした「家族論」「教育相談」を担当し「子ども虐待」について講義する機会も増えてきた。将来母親になる可能性を持つ女子学生のために、「子ども虐待」についてともに学び考えていきたいと思っている。少子化の一途をたどる日本にとって、未来の担い手である子どもを、親だけでなく周囲の大人・地域社会が一丸となって子どもたちを守り育て、真の愛情を育む教育に力を入れていきたい。

①昨年の第1報では、主に、種々の文献研究を通してⅠ.「子ども虐待」とは何か(定義と分類)、Ⅱ.「子ども虐待」に関する行政取り組みの変遷-日米の比較を通して-Ⅲ.アメリカの「子ども虐待」へのケア例(“Thompson Children’s Home”での取り組みを紹介)を中心に報告した。

②今年度第2報では、可能な限り事例を収集・分析し「子ども虐待」の内容分析を行い、アメリカをはじめとする諸外国との比較も試みたいと考えて、この1年間種々の資料収集や文献購読を行ってきた。

そして今後も

③わが国の「子ども虐待」の背景・日米および諸外国との比較・また、地元、鹿児島の状況に

ついてなど。

- ④虐待を受けた子どもたちに与える影響とその対応などを中心に、継続研究していきたいと考えている。

また、

- ⑤家庭内の子ども虐待にとどまらず、児童施設などで行われる「子ども虐待」および日本の親子心中という名の子殺しについても言及していけたらと考えている。

注：本文中で下記の表現は、以下に統一した。

※法令などの名称の時は「児童虐待」に、それ以外は「子ども虐待」と区別して表記。

※文中の年号は西暦を優先するが、日米の比較などをわかりやすくするため、日本の元号も挿入した。

※かつての厚生省および文部省は、2001年（平成13年1月6日付）から現在の厚生労働省・文部科学省に呼称変更となったので、全て新呼称で表記を統一した。

Ⅱ. 子ども虐待の内容について

私たち社会が子どもの人権やいのちを守るために、どのような場合に「子ども虐待」と認めて、家庭に対して強制的に介入することができるのか、それには「虐待」の定義を明確にする必要がある。しかし、その定義は国・研究者や臨床家の間で様々な意見があり、必ずしも統一した見解はない。

「子ども虐待」は、Child Abuse and NeglectまたはBattered Children（虐待・ネグレクトされている子どもたち、被虐待児）と一般に英訳されている。親または親に代わる保護者、年長の同居親族などにより児童に加えられた以下の行為をいう。虐待であるかどうかは親（親に代わる保護者など）の意図とは関わりなく、あくまで①子どもの視点②子ども自身が苦痛を感じているかどうかといった観点から判断されるべきであるという視点が強調されている。

「子ども虐待」に加えられる虐待行為は、次の4つに分類される。これについては、前回詳しく述べているので、ここでは論を進める上で必要最低の内容説明にとどめておく。

- (1) 身体的虐待 Physical abuse：子どもの生命・健康に危険のある身体的な暴行
- (2) 性的虐待 Sexual abuse：性交・性的暴行・強要など
- (3) ネグレクト（保護の怠慢や拒否） Neglect
：保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為
- (4) 心理的（情緒的）虐待 Psychological (Emotional) abuse
：暴言や差別など心理的外傷を与える行為

「子ども虐待」の中でも、「心理的虐待」は定義が難しい。あえて定義すると、子どもの感情的発達を損ない、自尊心を傷つける行為によって、子どもに精神的打撃を負わせる虐待行為である。

以上の定義は、「子ども虐待の手引き」を引用した。わが国では、「子ども虐待」に対応する行政の現業機関である児童相談所などがこの定義・分類を活用している。

ちなみに、「子ども虐待」とは何を指すのかについて、国際児童虐待常任委員会ISCCA

(International Standing Committee on Child Abuse) が提唱している分類もあわせて再掲紹介しておく。

児童の不当な扱いChild Maltreatmentについて

(1) 家庭内の子どもへの不当な取り扱い：Intrafamilial Maltreatment

- ① 身体的虐待：Intrafamilial Physical Violence
- ② 心理的虐待：Intrafamilial Psychological / Emotional Abuse
- ③ ネグレクト：Intrafamilial Neglect
- ④ 性的虐待：Intrafamilial Sexual Abuse

(2) 施設内の子どもへの不当な取り扱い：Institutional Maltreatment

(3) 家庭外の子どもへの不当な取り扱い：Extrafamilial Exploitation of Children

- ① ポルノグラフィーや売春
- ② 児童労働の搾取をあげている。

(4) その他：家族外の不当な扱いの型が生起しうる他領域

Other Areas in which Forms of Extrafamilial Maltreatment may take Place

- ① 薬物やアルコール依存への誘惑
- ② マスメディアの刺激
- ③ その他

これをみるとわかるように、日本では法的にはISCCAによる定義の(1)家庭内の子どもへの不当な取り扱いを児童虐待の定義としている。しかし、ISCCAによる定義の(2)~(4)も子どもの権利を脅かすという意味で当然定義に含むべきと考えられる。同時に、ある行動を不当な扱い、ないし虐待とみなすかどうかについては、文化の相違もあり容易でない点もある。

今回はまず、わが国における定義の範囲内で「子ども虐待」の内容について分析考察していきたい。それに先立って、「子ども虐待」に関する厚生労働省・警視庁および「日本子ども資料年間」などからの統計資料を図-1・表-1～表-6にまとめた。

図-1は、厚生労働省が全国の児童相談所と協力し、調査開始した平成2年度（1990年度）からの変遷である。件数は児童相談所で処理した件数である。調査開始時1,101件であったが、平成10年度には約7,000件、11年度は1万件を突破するほどに急増している。12・13年度もそれぞれ17,725件・23,274件と増え続け、14年度は若干の増加であった。

ところが16年度以降は、3万件を優に超えてしまい、平成18年度に全国の児童相談所で対応した児童虐待相談件数は37,323件で、統計を取り始めた平成2年度を1とした場合の約34倍、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ約3倍以上と、年々増加している。

相談件数が増えた理由として、平成12年の「児童虐待防止法」制定や平成16年の同法律の改定などにより、保育士・学校の教職員など虐待を発見しやすい立場にいる者に通告義務を課したこと、通告対象の範囲が「虐待を受けた子ども」から「虐待を受けたと思われる子ども」に拡大されたこと、社会的関心を集めた痛ましい事件の発生なども相まって、一般国民や関係機関に、「子ども虐待」についての認識や理解の高まりがみられることなどが、主な増加要因と考えられる。

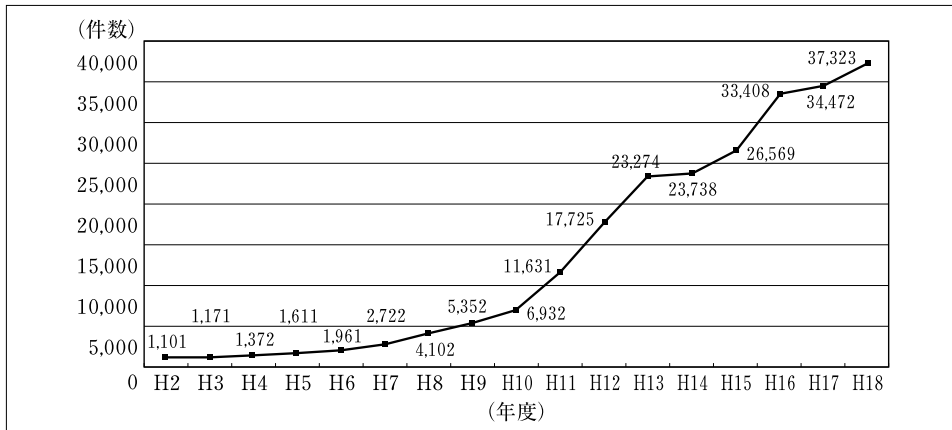


図-1 児童相談所における児童虐待に関する相談件数の推移

資料：厚生労働省

表-1・表-2は、全国の児童相談所に対応した相談件数を、虐待の内容別に示したものである。表-1から簡単にいえることは、日本の「子ども虐待」は、数字上は身体的虐待が最も多く、次いでネグレクトである。性的虐待はアメリカと比べて少ないといえる。しかし、年々身体的虐待が減少して、その分ネグレクトと心理的虐待は増加傾向にある。

この内容分析は時間を要するので、今回の研究だけで、わが国の「子ども虐待」の内容分析を結論付けることは無理であるが、今後、この「子ども虐待」のうち、2つの虐待に注目していきたい。

1点は性的虐待である。日本の性的虐待はアメリカに代表される諸外国と比べて少ない。これは表面上であって、筆者らは実際には報告された実数よりかなり多いと思っている。性的虐待の虐待者の多くは、子どもの身近にいる人々であり、虐待行為が愛情とすり替えられて子どもたちに伝えられていることも多々ある。何よりも「家庭」という闇の世界に隠されて、葬り去られやすいのが性的虐待だからである。従来わが国では、性的虐待は近親相姦という言葉で表現されてきたので、統計上の数に含まれていなかったという背景もあるのではないだろうか。「実の親がまさかそんなことをするはずがない」と子どもが訴えても信じてもらえないという場合もある。

しかし、近年の研究で、性的虐待は子どもたちが成長するに従い、大きな心の傷を残し、解離性同一性障害（多重人格）においては、多くが性的虐待の被害を受けており、これらの関連性が明らかになりつつある。これらのことを考えると、将来、母親になる可能性を持つ女子教育に従事している私たちは子どもへの性的虐待は、とても重大な問題だと認識している。その背景の真相は何なのか、その対応と予防など困難であるが避けて通れない課題である。

2点目は、心理的虐待である。「自分は生きていても価値がない、自分は愛されていない、自分なんていなくてもいい存在だ」などと感じる状況が心理的虐待である。身体的虐待やネグレクトは、第三者によって気付かれやすい。しかし、心理的虐待は、身体的な外傷があるわけで

もないので、親子間の葛藤・確執という問題に扱われていて、数にはのぼってこないケースが多いのではないだろうか。

心理的虐待は、後遺症として、周囲との基本的信頼関係や安心感・安全感・被保護感を築けないこと、愛情障害に基づく様々な症状を示すことが多いといわれている。長年、教育現場で若者と付き合っていると、極端な社会性の欠如・コミュニケーションが築けないなど対人関係の希薄さが目立ってきていると感じている。その要因の一つに「心理的虐待」も幾分関係があるのではないかと最近考えている。これはまだ、なんの根拠もなく推測の域でしかないが、性的虐待とともに追求していきたい課題である。

表－1 児童相談所における虐待の内容別相談件数の推移

年 度	総 数	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待
1997年度 (平成9年度)	5,352 件 (100%)	2,780 件 (51.9%)	1,803 件 (33.7%)	311 件 (5.8%)	458 件 (8.6%)
2000	17,725 (100)	8,877 (50.1)	6,318 (35.6)	754 (4.3)	1,776 (10.0)
2001	23,274 (100)	10,828 (46.5)	8,804 (37.8)	778 (3.3)	2,864 (12.3)
2002	23,738 (100)	10,932 (46.1)	8,940 (37.7)	820 (3.5)	3,046 (12.8)
2003	26,569 (100)	12,022 (45.2)	10,140 (38.2)	876 (3.3)	3,531 (13.3)
2004	33,408 (100)	14,881 (44.6)	12,263 (36.7)	1,048 (3.1)	5,216 (15.6)
2005	34,472 (100)	14,712 (42.7)	12,911 (37.5)	1,052 (3.1)	5,797 (16.8)
2006年度 (平成18年度)	37,323 (100)	15,364 (41.2)	14,365 (38.5)	1,180 (3.2)	6,414 (17.2)

資料：厚生労働省

表－2 虐待により死亡した子どもの事例

年 度	例 数	人 数	男 女 比			虐待の種類		
			男	女	未記入・不明	身体的虐待	ネグレクト	未記入・不明
2003 年	※ 2000 年 11 月（児童虐待防止法施行）～ 2003 年 12 月末の事例数 149 件 152 人（心中を含む）と報告されている。							
2004 年	48	50	23	27		44	6	0
2005 年	51	56	20	31	5	44	7	5
2006 年	52	61	34	27		35	23	3

資料：厚生労働省

死亡した事例（表－2）に関しては、2006年（平成18年）が52例（61人）で、前年と比較す

ると1例（6人）の増加である。この数には、2006年の心中よる事例48例（65人）、2005年の19例（30人）は含めていないが、いずれにしても親たちによって子どものいのちが失われる事例は増えている。

次に、表-3～表-6は、警察庁が過去8年間に受理した児童虐待の相談件数・その態様別検挙状況および児童虐待により死亡した件数の推移を示している。児童相談所の調査と比較すると、警察が取り扱った相談件数は少ないとはいえ、2002年・2003年（平成14・15年）に一旦前年よりは減少しているが、それを除くとこちらも年々増加し、2006年（平成18年）には2,228件と1,000件台から2,000件台に突入している。

また、心理的虐待は前述したように身体的な外傷があるわけでもないので、当然のことながら、警察庁で虐待事件として扱われることはないと考えられる。

表-3 警察における虐待に関する少年相談の受理状況

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
相談受理件数	1,342	1,574	1,382	1,276	1,833	1,861	2,228

資料：警察庁「少年非行等の概要」

表-4 児童虐待事件の態様別検挙状況

年度	総数			身体的虐待			性的虐待			ネグレクト			心理的虐待		
	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数
2000年	186	208	190	124	139	127	44	44	44	18	25	19	0	0	0
2001年	189	216	194	136	156	139	32	33	32	21	27	23	0	0	0
2002年	172	184	179	119	127	121	33	32	36	20	25	22	0	0	0
2003年	157	183	166	109	130	115	29	29	32	19	24	19	0	0	0
2004年	229	253	239	176	193	186	39	42	39	14	18	14	0	0	0
2005年	222	242	229	156	172	162	55	56	56	11	14	11	0	0	0
2006年	297	329	316	199	221	215	75	77	77	23	31	24	0	0	0
2007年	300	323	315	211	227	224	69	70	69	20	26	22	0	0	0

資料：警察庁「少年非行等の概要」

表-5 児童虐待における死亡事件の状況

年 度	総 数		殺 人		傷害致死		保護責任者棄致死		重過失致死		監禁致死	
	検 挙 件 数	被 害 児 童 数	検 挙 件 数	被 害 児 童 数	検 挙 件 数	被 害 児 童 数	検 挙 件 数	被 害 児 童 数	検 挙 件 数	被 害 児 童 数	検 挙 件 数	被 害 児 童 数
2000年	44	44	17	17	23	23	3	3	1	1	0	0
2001年	60	61	23	23	28	28	6	7	3	3	0	0
2002年	38	39	13	14	18	18	7	7	0	0	0	0
2003年	41	42	16	17	17	17	5	5	3	3	0	0
2004年	49	51	19	21	22	22	5	5	3	3	0	0
2005年	37	38	15	16	17	17	3	3	2	2	0	0
2006年	53	59	30	36	15	15	6	6	2	2	0	0
2007年	35	37	15	17	15	15	2	2	1	1	2	2

資料：警察庁「少年非行等の概要」

表-6 児童虐待死亡（殺人）事件の加害者と被害者の関係

年 度	父 親 等					母 親 等					検 挙 人 員
	実父	養・継父	内縁	その他	小計	実母	養・継母	内縁	その他	小計	
2002年	3	1	0	0	4	15	0	0	1	16	20
2003年	6	1	3	1	10	16	0	0	0	16	26
2004年	7	2	0	1	10	21	1	0	1	23	33
2005年	2	1	2	0	5	20	0	0	0	20	25
2006年	10	2	3	0	15	34	0	0	0	34	49
2007年	7	0	0	1	8	29	0	0	2	31	39

資料：警察庁「少年非行等の概要」

2005年（平成17年）に摘発された児童虐待死事件37件のうち、警察が事前に虐待を把握できていたのは2件であった。児童相談所が虐待の疑いがあるという情報を事前に得ていても、関係機関との具体的な協議がなく、保護できなかったケースが少なくないのではないかとと思われる。

ちなみに、2007年8月10日付けの各新聞が報道したニュースによると「今年の上半期に警察が摘発した18歳未満の児童への虐待事件は前年同期比24.2%増の149件で統計が残る2000年以降、最多だったことが2007年8月9日、警察庁のまとめでわかった。虐待で死亡した児童は18人にのぼった。2006年の同期は28人が犠牲になっており、警察庁は虐待が疑われる家庭に積極的な立ち入りを進めることで、死亡に至る虐待を減少させたいとしている」と報じている。

平成19年の「児童相談所運営指針」などの改正で「関係機関相互における情報共有の徹底」が盛り込まれ、児童虐待防止の強化が図られた。今後の関係機関のネットワーク強化に期待していきたい。

また、今年が一番新しい情報である2008年（平成20年）8月8日付け、「上半期警察庁まとめ」によると、全国の警察が扱った児童虐待事件で、被害を受けた児童が過去多数の166人にのぼり、親など加害者の数も2000年（平成12年）の「児童虐待防止法」成立後、最多となったと発表された。虐待事件も前年の同期より13件増の162件が発生している。虐待の内容は、身体的虐待が120人、性的虐待が34人、食事を与えなかったり、長時間放置したりする怠慢・拒否などのネグレクトが12人であった。その中で、死亡した子どもは29人で昨年同期より11人の増加である。

その上、今年上半期の児童ポルノ被害児童は、165人と前年の同期より約36%増え、統計を取り始めた2000年以降で最多となっている。

Ⅲ. 事例結果および考察

筆者らは既述したとおり、今回は、刑事事件として検挙された事件を可能な限り収集分析し、なぜ「子ども虐待」は増え続けるのか・虐待の態様・背景などを考察していきたいと考えた。

まず、「子ども虐待」の現状把握のため、2008年1～8月のデータを表-7にまとめた。これをもとに事例を考察してみたい。

表-7は、今年1月以来、筆者らが「子ども虐待」事件に関する記事を、インターネット上で送信されるYahoo! Japanニュース（朝日・毎日・読売新聞・時事通信）および動画ニュース（日本テレビ系・テレビ朝日系・フジテレビ系・TBS）で報道されたものを、気が付いた範囲でチェックしていき、月日順に整理してまとめたものである。

注：※ 月日は、注がない限り、事件が発覚して逮捕された月日を記入している。

※ 事例は実名で報道されたので、それにしたがって加害者は実名で記入している。

筆者らは、意識して今年1～8月末までの8カ月間、児童虐待事件に注目してきたが、警察庁の発表と比べると数値に差がある。先に述べたように、2008年8月8日付け「上半期警察庁まとめ」によると、全国の警察が扱った児童虐待事件で、被害を受けた児童が過去多数の166人にのぼった発表された。虐待の内容は、身体的虐待が120人、性的虐待が34人、食事を与えなかったり、長時間放置したりする怠慢・拒否などのネグレクトが12人であった。そのうち、死亡した子どもは29人であったと報告している。

表-7をみると、警察庁発表の約1/3弱で、58件62人の被害児童のケースである。つまり筆者らは、注意深く毎日のニュースに気を付けていたが、その日のニュースの内容次第では報道されなかったもの、見落とししたもののがかなりあったという結果になった。確認できた58例62人について考察していく。

筆者らが収集した主な虐待の内容は、身体的虐待57件（うち、1件はネグレクトもあり重複している）、ネグレクト1件である。警察庁の発表では、性的虐待は34人であったが、筆者らは

これに関しては目に付かず事件を収集していない。

62人中27人(約43.5%)が、幼くして「いのち」を落としている。性別をみると男児が46人(74.2%)、女児が16人(25.8%)で圧倒的に男児が多い。被虐待児の年齢構成を大まかに3つに区分してみると①0歳～3歳未満が30人(うち17人死亡)②3歳～6歳まで(学齢前児)が18人(うち7人死亡)③7歳以上18歳未満が14人(うち3人死亡)となっている。

つまり、48.4%の約半数が3歳未満の乳幼児であり、年齢が低くなるほどリスクが大きく、死亡に至っていることが明らかである。厚生労働省が、今年3月に発表した「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」の第4次報告において、虐待により死亡した子どもの年齢は心中以外の事例では、3歳未満が多く、7割を占めるといふことと同様の傾向を示している。

今回の事例でも、3歳未満30人のうち23人がわずか1歳未満で、この世での生を親たちによって絶たれている。ここ数年、にわかには47都道府県に浸透しつつある「子育て支援」が、乳幼児虐待の歯止めになることを期待したい。

次に、被虐待児と加害者の関係のみをみる。加害者は、①父親などが37人、そのうち実父20人、養・継父・内縁・その他を合わせて17人②母親など24人で、うち22人が実母で2人が継母である。③残り2例が祖母である。このうち5例は、父母または義父母の両方から被害を受けている。上記の第4次報告および過去の報告でも加害者は、実母が62%～70%の割合を占め、父親よりも多いと報告されている。今回の58例に関していえば、父親あるいは母親の内縁の夫や同居人が58.7%を占め、母親などは38.1%である。残る3.2%が祖母という結果であった。今後は、実母はもちろん母親の内縁の夫・同居人などが増す傾向にあるのではないと思われる。

加害者の年齢は、父親などに関していえば20歳台が14人・30歳台が19人・40歳台が3人・50歳台が一人である。母親などの年齢は、20歳台が12人、30歳台が9人、40歳台が2人、年齢不明が一人であった。祖母2人の年齢は77歳と46歳である。父親などは想像していたより30歳台が多く、一方母親などに関しては、父親などより少し年齢が若い方が多かった。男性よりも女性の方が結婚年齢もやや低いことを考えると当然かも知れないが、父親・母親など双方を合わせると30歳台が一番多いという結果である。通常は、30歳台は子育てをするには今の時代適切な年齢だと思われるが、30歳台でも父親・母親になるのは難しい時代になってきたということなのだろうか。これに関しては今後、児童虐待の背景などをみていく時に、掘り下げて考えていきたいと思う。

また、筆者らが収集した情報は加害者が無職である場合が多いことがわかる。加害者66名中、無職者が36名、有職者が23名、その他(暴力団・不明)が4名である。家庭にいる者の方が虐待につながる傾向が高いのではないだろうかと考えられる。

母親などの24名中、有職者が2名、無職者が19名、不明3名となっている。無職者19名中18名が実母である。女性の社会進出が進んでいるとはいえ、幼い子どもがいる家庭では母親はやはり仕事を持つことが困難な状況なのではないと思われる。また、この情報だけでは一概に言いえないが、家庭で子どもと孤立し、子育てにストレスを感じ虐待へと発展する可能性も考えられる。

父親などの37名中、有職者が20名、無職者が16名、その他が1名となっている。無職者16名のうち内縁・同居男性・交際中の男性などが10名であり、実父以外の無職者の割合が多い。な

かには、父母ともに無職のケースもある。就労状態だけでみると、不安定な就労状況が経済的な困難を招き、経済的に余裕がなくなるとともに精神的にも余裕がなくなり、虐待へつながる場合があるのではないかと考えられる。

鈴木政夫は「虐待問題は家庭がこわされ、子どもを育てられないという形で現れた貧困問題の一つではないか、だから、社会問題として捉えるべきではないか」と主張している。つまり、貧困は「子ども虐待」の一つの要因になっているのではないかと思われる。また、この問題を社会問題として捉え、地域ぐるみで対応していかなければならないと考える。

なお、貧困以外にも虐待につながる要因はいくつもあり複雑で一筋縄ではいかない。加害者の生育歴・子ども自身の問題・障害など多くの要因が、複雑に絡まっている場合があり、個々の家庭において様々であると考えられる。これについては前述したとおり、今後の課題としたい。

表一7 2008年(1月～8月) 児童虐待事件

No.	月日	場 所	被害待児	加 害 者	内 容	備 考
1	1/7	東京都葛飾区	♂五男 3歳 暴行：骨折	内縁 遠藤大樹 31歳 トラック運転手	「日頃から自分に懐かず、注意をしたら睨みつけたので暴行した」と供述。 医師が警察へ通報。	・2007.6.7 犯行
2	1/8	北海道帯広市	♂長男 7ヶ月 暴行 ：全治2週間	内縁 飯田俊樹 24歳 無職	「泣き止まず腹がたった」と顔を数回殴る。 帰宅した女性が病院へ連れて行き、不審に思った医師が警察へ通報。	・2008.1.7 犯行
3	1/9	千葉県千葉市	♂長男 2ヶ月 暴行 ：急性硬膜下血腫と脳挫傷	父 山口照秋 36歳 会社員	「泣き止まないののでイライラし、ベッドに投げ付けたりした」と供述。犯行時、妻は不在。 自ら119番通報し、病院の医師が児童相談所へ連絡。児童相談所から警察へ通報。	・2007.7.29 犯行
4	1/13	埼玉県新座市	♂長男 1歳 死亡 ：急性硬膜下血腫	父 佐藤洋二 31歳 会社員	泣き止まないことに立腹し、平手で頭を叩き、突き飛ばした。弾みで柱と壁に頭を強打。 犯行時、妻は不在。病院が警察へ通報。	・2008.1.6 犯行 ・3人家族(容疑者・妻・長男) ・2008.9.1 懲役4年6月(求刑懲役6年)の判決
5	1/14	栃木県鹿沼市	♂四男 3歳 暴行 ：急性硬膜下血腫	父 浅川達也 30歳 トラック運転手	子ども達を注意した際、四男の態度に立腹し、床に叩き付けた。 祖母が119番通報し、消防から警察へ通報。	・2008.1.14 犯行 ・2008.6.20 懲役3年8月(求刑懲役6年)の判決 ・2003年にも三女を衰弱による肺炎で死亡させたとして逮捕。実刑判決を受け刑期を終えていた。
6	1/15	宮城県石巻市	♀二女 4ヶ月 死亡 ：窒息・頭蓋内出血	父 三浦春樹 37歳 無職	泣き止まないことに立腹し、クッションに数回投げ飛ばした上、体全体にクッションを押し付けた。帰宅した妻が119番通報。	・2008.1.14 犯行 ・4人家族(容疑者・妻・長女・二女) ・2008.6.13 懲役9年(求刑懲役10年)の判決
7	1/21	岡山県倉敷市	♀長女 4歳 暴行 ：全治10日間	母 山崎夏樹 22歳 無職	おもちゃや食べ物を散らかしたことに立腹し、腹部を蹴った。 2日後に容疑者が病院へ連れて行き、病院から児童相談所へ連絡、相談所が警察へ通報。	・2007.4.29 犯行 ・3人家族(容疑者・長女・長男)
8	1/28 父 1/29 母	神奈川県川崎市	♂長男 16歳 死亡 ：低体温症	両親 父土方重樹 39歳 会社員 母土方恵美 39歳	重樹容疑者→「高校を辞めても就職もしないの腹で腹が立った。しつげのために殴った」と供述。約4時間全身を木板や素手で殴り、風呂場に運んで放置した。 恵美容疑者→殴られるのを黙認、重樹容疑者と一緒に風呂場へ放置、119番通報	・2008.1.27 犯行 ・5人家族(両容疑者・長男・長女・二男) ・昨年12月頃から説教や暴行があった ・2008.8.4 妻への幫助罪適用要求

9	2/2	群馬県 桐生市	♂長男 暴行 ：全治1ヶ月	10歳	義父 児嶋政明 露天商	35歳	「嘘をついたのでつけた」と供述。熱湯をかけたり、殴ったりした。 叔母(妻の妹)が、負傷に気付き病院を受診。病院から警察に通報。	・2007.8～2008.1 継続的に虐待があった可能性 ・主任児童委員から児童相談所へ虐待通告あり、(昨年7・11月)。容疑者と妻に面会し、助言・指導措置としていた。 ・2008.2.1 犯行 ・3人家族(容疑者・長男・二男(一時、乳児院へ預けられていた)) ・2008.6.3 懲役3年6月(求刑懲役5年)の判決
10	2/3	福島県 郡山市	♂二男 暴行 ：外傷性硬膜下出血	2歳	母 田尻真紀 無職	28歳	食事の際に言うことをきかないことなどに立腹し、床に何度も放り投げた。 様子がおかしいことに気付いた容疑者が119番通報。病院が警察へ通報。	・2008.2.1 犯行 ・3人家族(容疑者・長男・二男(一時、乳児院へ預けられていた)) ・2008.6.3 懲役3年6月(求刑懲役5年)の判決
11	2/3	高知県 南国市	♂長男 死亡 ：びまん性軸索損傷	11歳	内縁 寺岡省二 無職	31歳	「はつきりしたことを言わないので腹が立った」と供述。量に2回投げ付けた。その後、ぐったりしたため、容疑者と内縁の妻が消防署に運び、病院へ搬送。病院から警察へ通報。	・2008.2.3 犯行 ・学校や児童相談所は1年前から虐待の事実を把握。警察へも通報していた。 ・二男は家出したことをきっかけに児童養護施設に入所中。 ・2008.7.31 懲役7年(求刑懲役8年)の判決
12	2/7	宮城県 宮崎市	♂長男 死亡 ：急性硬膜下血腫	3歳	内縁 東哲也 無職	24歳	「プロレスごっこをさせていて、遊びのつもりだった」と供述。ベッドの上に投げ付けた。 内縁の妻が119番通報。	・2008.2.7 犯行 ・1ヶ月前からついたりみられる複数の傷や痣があり、虐待の一環とみている。
13	2/7	滋賀県 野洲市	♂長男 死亡 ：窒息死	6ヶ月	父 橋場奨 会社員	39歳	「夜泣きにイライラした」と供述。泣いていた長男に布団を何重にも被せた。 冷たくなっているのに夫婦が気付き119番通報。病院から警察へ通報。	・2008.2.7 犯行 ・3人家族(容疑者・妻・長男) ・2008.7.10 懲役3年(求刑懲役6年)の判決
14	2/9	新潟県 新潟市	♂長男 暴行 ：低酸素脳症や頭部 負傷	17歳	父 小柳久 会社員	51歳	長男の頭部を数回殴打し、首をマフラーで絞めた。 自宅から110番通報。容疑者が犯行を認めた。	・2008.2.9 犯行 ・4人家族(容疑者・妻・長男・長女) ・親子間のトラブル？
15	2/12	長野県 佐久市	♀三女 暴行 ：全治2週間	7歳	父 加藤健次郎 無職	39歳	今年に入ってから、ご飯をこぼすなどの理由でしつけとして暴行を加えていた。児童相談所が虐待に気付き、警察へ相談。	・2008.1.20 犯行 ・5人家族(昨年末に妻を亡くし、4人の子ととも暮らしていた)。
16	2/12	岡山県 岡山市	♂長男 暴行 ：全治1ヶ月	7ヶ月	父 正影一広 トラック運転手	25歳	「自分ばかり育児をさせられ、育児に疲れた」と供述。自宅の風呂に熱湯を入れて長男を沈めた。医師が警察に通報。	・2008.2.11 犯行 ・3人家族(容疑者・妻・長男) ・家事の大半は容疑者が担当。 ・懲役10ヶ月、執行猶予4年の判決

17	2/12	兵庫県 宝塚市	♂二男 暴行 ：硬膜下血腫 4歳	義母 寺川友 無職 28歳	「嘘をついて黙り込んだので腹が立ってやっ ち」と供述。顔を殴打したり、室内の壁に打 ち付けたりした。容疑者が119番通報。	・2008.2.12 犯行 ・4人家族(夫・容疑者・長男・二男)
18	2/16	大阪府 寝屋川市	♀長女 死亡 6歳	内縁 大山貴志 無職 21歳	言うことをきかないことに腹を立て、顔・首 を殴るなどの暴行。肩を激しく揺さぶる鎖骨 骨折。 内縁の妻が119番通報。	・2008.2.16 犯行 ・昨秋以降、何度も虐待と思われるケガをし ており、保育所などから通報で市や府は事 態を把握していた。 ・2008.6.27 懲役7年(求刑懲役10年)の判決
19	2/24	愛知県 岡崎市	♂長男 暴行 6歳	父 笹原富夫 派遣社員 46歳	「いたずらに腹が立った」と供述。頭と顔、腹 を拳で殴り、鼻血が止まらなかったため容疑 者が119番通報。病院から警察へ通報。	・2008.2.23 犯行 ・4人家族(容疑者・妻・長男・長女) ・約2年前から虐待をくり返していた疑い。
20	2/26	大阪府 岬町	♂長男 死亡 ：脳ヘルニア 5ヶ月 7ヶ月	父 大道正也 病院事務 30歳	「仕事と家庭のストレスを子どもに向けてし まった。殺すつもりはなかった」と供述。頭 部を圧迫し頭蓋骨骨折。容疑者が119番通報。	・2008.2.16 犯行 ・3人家族(容疑者・妻・長男) ・昨年12月に右足骨折、今年1月に頭蓋骨折。 病院が家庭センターへ虐待通告。センター は、保護を見送り、家庭訪問の行政処分を決 定していた。
21	2/28	千葉県 千葉市	♀二女 ♂三男 暴行 10歳 7歳	父 秋山肇 無職 46歳	「しつけのつもりでやっ」と供述。二女の左 腕を踏みつけて骨折、三男の頭部などをバッ トで殴打。 けがに気付いた長女が2人が通う小学校長へ連 絡し、小学校から児童相談所に通報、警察へ 相談。	・2008.2.11 犯行 ・5人家族(容疑者・子ども4人) ・生活保護
22	3/10	奈良県 奈良市	♂長男 暴行(水痘症) ♂二男 死亡 ：低酸素脳症 4ヶ月 4ヶ月	両親(どちらも無職) 父 松本一也 29歳 母 松元琴美 21歳	「ストレスを解消するために叩いた」と供述。 二男の顔を平手で殴ったり、首や腹を強くつ ねるなどとした。息をしていないのに気付き、 病院へ連れて行き、病院から警察に通報。 後日、長男への虐待容疑で再逮捕。	・2007.12～2008.3.9 ・5人家族(両親容疑者・長男・二男・長女) ・自宅と同じ敷地内に母屋があり、一也容疑 者の両親が住んでいた。生活費は両親から 受けていた。両親は「虐待に気付かなかった」 と話している。
23	3/14	鹿児島県 奄美市	♂長男 暴行 ♂二男 死亡 ：失血死 5歳 3歳	母 手島真奈美 33歳 (中国国籍(徐連峰)) 無職	二男の首を包丁で切り殺害し、長男の首を絞 め殺そうとした。	・2008.3.8 犯行 ・2001年に結婚して来日。2人を出産。 ・最近では精神的に不安定。8日朝に首首を切り 病院へ運ばれ、自宅に戻って事件を起こし たとみられている。

24	3/15	埼玉県 三郷市	♀長女 2歳 ネグレクト (脱水症) ♂二男 2歳 死亡 ：餓死	母 島村恵美 29歳 無職	間借りしていた祖母宅に3人を放置し、別のマンションに転居。 長男に祖母が居室に入ること拒むよう指導していた。祖父が倒れている二男を発見し、警察へ通報。	・2007.10下旬からネグレクトがあり、2008.3.3に家を出る。 ・内縁の夫が単身赴任中。内縁の夫以外の男性と交際同居のため、3人の子どもを置き去りにする。 ・児童相談所と警察は、虐待の疑いを把握していたが、両者は情報を共有していなかった。 ・2008.9.3 懲役6年(求刑懲役8年)
25	3/15	滋賀県 木之本町	♀二女 4ヶ月 暴行 ：頭蓋骨折	母 草野泉 23歳 無職	泣き止まないことに腹を立て、計9回にわたって、床に落とす。 「死ぬばいいかと思った」と供述。	・2008.3.15 犯行 ・4人家族(夫・容疑者・長女・二女) ・2008.7.15 懲役2年6月(求刑懲役8年)の判決 ・2008.7.29 執行猶予を求めるとして弁護側が控訴
26	3/21 逮捕	佐賀県 佐賀市	♂二男 1歳9ヶ月 死亡	母 荒木里栄子 20歳 無職	食事を与えようとして拒まれたことに立腹し、腹部を蹴り、消化管を損傷させた。容疑者から119番通報があり、病院から警察へ通報。	・2008.3.20 犯行 ・5人家族(母・妹・妹・容疑者・長男・二男) ・2006年に児童相談所へ二男を預って欲しいとの相談があり、1年2ヶ月、市内の施設で預った。
27	3/25	石川県 金沢市	♂二男 7ヶ月 死亡	母の可能性	浴槽に浮いた状態で死亡。	・2008年3月上旬、警察へ竹谷内さん(夫)から「二男が虐待を受けているようだ」と相談があり、警察が児童相談所へ連絡していた。 ・母親による虐待の可能性として取調べ中
28	4/1	埼玉県 越谷市	♀同居女性の長女 1歳 暴行 ：全治2ヶ月の火傷	同居男性 白石学 21歳 無職	女兒の服の上から浴室シャワワーの熱湯をかけた。 同居女性が帰宅後に病院へ連れて行き、病院から相談所へ通告。相談所が警察に通報。	・2008.3.21 犯行 ・1ヶ月前から女性(20歳)宅に住み始め、女性が勤務先の飲食店へ仕事に出かけた後、虐待していた。
29	4/1	青森県 八戸市	♂長男 9歳 死亡：絞殺	母 西山未紀 30歳 無職	「電気コードで首を絞めた」と供述。祖母の通報。	・2008.4.1 犯行 ・2008.6.6 不起訴処分(精神鑑定の結果、以前から統合失調症で、殺害当時もその影響下にあったとして、刑事責任は問えないと判断)
30	4/3	東京都 小金井市	♀長女 4歳 死亡：絞殺	母 吉沢千草 47歳 無職	「ひもで首を絞めた」「自分も死のうと思ったが死に切れなかった」と供述。夫が自宅に電話しても応答がなかったため、夫の弟が様子を見に行くことと容疑者が打ち明けた。	・2008.4.3 犯行 ・3人家族(夫・本人・長女) ・最近ノイローゼ気味だった。

31	4/9	福岡県 飯塚市	♂二男 6歳 暴行・ネグレクト	母 内田愛 30歳 無職 内縁の夫 杉原仁 34歳 会社員	暴行を加え、上唇裂傷や歯茎がえぐれるなどの全治1ヶ月の重症。内田容疑者が119番通報。医師が全身に傷や火傷の跡を見つけ警察へ通報。病院搬送時、体重は14キロで著しい栄養失調。	・2008.2.25 頃 犯行 ・過去に虐待が疑われたため、2006年7月から児童相談所が家庭訪問を続けていた。
32	4/17	北海道 札幌市	♂長男 14歳 暴行 ：1週間の軽症	義母 岡田里佳 31歳 看護助手	朝食の後片付けや部屋の掃除をしなければならなかったことに立腹し、ドライパーで頭や背中を数10回突き刺し、スプレー缶などで頭を数10回殴った。中学校の担任が、児童相談所に通報。	・2008.4.10 犯行 ・容疑者は8年前に長男の実父(36歳)と結婚。
33	4/21	宮城県 仙台市	♂長男 3歳 暴行：全身打撲	母 古家英子 32歳 無職	冷蔵庫内の納豆を食べたことに立腹し、顔や腹を殴ったり、蹴るなどした。暴行後に嘔吐したため管理人へ連絡し、管理人から119番通報。	・2008.4.20 犯行 ・母子生活支援施設に入所 ・3人家族(容疑者・長男・二男) ・児童相談所へは以前から虐待しているのではないかと連絡があった。
34	4/22	埼玉県 小川町	♀長女 8歳 暴行 ：全治1週間	義父 松崎誠 42歳 解体工	「早く食べろ」と怒鳴って顔を殴った。授業参観で顔の痣を不審に思った教諭や参観者が町役場を通じて警察へ通報。	・2008.4.20 犯行 ・4人家族(容疑者・妻・長女・二女) ・2006年夏以降、児童相談所が長女に虐待を加えている疑いがあるとして、両親を指導していた。
35	4/23	愛知県 日進市	♂長男 1歳 死亡：絞殺	母 上赤彩 35歳 無職	首を両手で絞めて殺害。「泣き止まないで腹が立った。育児が苦手で悩んでいた」と供述。実家に帰省中していた。犯行後、父親が長男を見つけ容疑者に問いただし、容疑者が110番通報。	・2008.4.23 犯行 ・2008年4月上旬から帰省していた。
36	4/23	東京都 江戸川区	♂長男 3ヶ月 死亡：絞殺	母 岩瀬めぐみ 33歳	長男の手首をカッターナイフで切った上、首を絞めて殺害。容疑者が110番通報。犯行後、漂白剤を飲んで手首を切っており自殺を図っている。「子どもの成長が遅くて悩んでいた」と話している。	・2008.4.23 犯行 ・3人家族(夫・容疑者・長男)
37	4/24	大阪府 浪速区	♂知人女性の長男 4ヶ月 暴行 ：骨折・脳挫傷	知人女性が身を寄せていた 竹本将平 25歳 無職	殺そうとして暴行を加えたり、たばこの火を押し付けた。帰宅した女性が病院へ搬送。	・2007年9月中旬 犯行 ・2008年2月に覚醒剤取締法違反容疑で逮捕された。

38	4/25母 5/5内縁夫	鹿児島県 鹿児島市	♂ 2男 4歳 死亡	母 山元りえみ 27歳 無職 内縁夫 小川幸介 24歳 無職	5時間にわたり、頭や顔を殴り、脳挫傷などを おわせた。山元容疑者が119番通報し、消防が 警察へ通報。 「言うことをきかないので、2人で話し合っ てしつづけたために殴った」と供述。	・ 2008.4.24 犯行 ・ 4/25に小川容疑者、5/5に山元容疑者が逮捕。
39	4/30	兵庫県 神戸市	♀ 長女 11歳 暴行 ：全治4日間	父 川竹淳一 39歳 無職	手伝いが不十分だと叱り、顔を数回殴った。 女兒が近所の家に逃げ込み発覚。 子ども家庭センターが常習的に虐待をくり返 していた疑いが強いと判断、傷害容疑で4月中 旬に刑事告発。	・ 2008.3.31 犯行
40	5/1	京都府 八幡市	♀ 2女 4歳 死亡 ：気管支肺炎	母 上岡真美 26歳 無職 内縁 柳本和樹 24歳 無職	2月上旬～体重10kgになるまで痩せて食事を取 らなくなり、歩けないほど衰弱。虐待の疑い をかけられるのを恐れ病院にも連れて行かず、 気管支肺炎で死亡。	・ 2008年2月以降、犯行 ・ 7人暮らし(両容疑者・子ども4人・20代の同 居人) ・ 2008年5月現在、上岡容疑者は妊娠8ヶ月
41	5/5	宮城県 山元町	♂ 長男 3ヶ月 死亡 ：腹腔内出血	父 佐藤隆也 29歳 会社員	腹部を殴り、肝臓座減による腹腔内出血。 家族4人で入浴後、容疑者と長男が先に上がり、 妻と娘が上がると長男がぐったりしていた。 容疑者が119番通報し、医師が警察に通報。	・ 2008.5.4 犯行 ・ 4人家族(容疑者・妻・長男・長女)
42	5/13	福岡県 北九州市	♂ 長男 4歳 暴行 ：急性硬膜下血腫	内縁 山口哲也 38歳 無職	約1時間、殴る蹴るの暴行を加えた。 日常的に暴行を加えていた。 内縁の妻が119番通報、病院が警察へ通報。	・ 2008.5.13 犯行 ・ 3人暮らし(容疑者・内縁の妻・長男) ・ 事件前日、保育園が区役所に通告。 ・ 長男は左脳の機能を失い、右半身不随や言 語障害の可能性。
43	5/14	熊本県 八代市	♂ 長男 2ヶ月 死亡 ：頭蓋骨骨折	父 早野慎吾 22歳 派遣社員	床に投げ付けられるなどして頭蓋骨骨折。「泣き声 がうるさくくついている」と供述。妻がいな い間、顔に拳を押し付けたり、胸を指で強く 圧迫したりしていた。 容疑者が病院へ搬送。医師が警察へ通報。	・ 2008.5.3 犯行 ・ 3人家族(容疑者・妻・長男) ・ 容疑者は育児に熱心と評判だった。また、 育児に協力的であると助産師に話していた。
44	5/16	千葉県 千葉市	♀ 長女 8ヶ月 死亡 ：多臓器不全	父 菅谷和夫 30歳 塗装作業員	「ミルクを与えても泣き止まないで頭と顔を 殴った」と供述。頭蓋内出血などで意識不明 の重体後、17日に死亡。妻が119番通報。	・ 2008.5.16 犯行 ・ 3人家族(容疑者・妻・長女)

45	5/23	栃木県 宇都宮市	同居女性の 女兒1歳 暴行 ：3週間の火傷	同居人 沖田治夫 36歳 大工	肩や背中など10ヶ所に、火をつけて熟した使い捨てライターを押し付けた。「イライラしていた」と供述。 託児所が傷に気付き、母親と共に警察に届け出た。	・2008.5.17 犯行
46	5/30	愛知県 一宮市	ひ孫(男性) 16歳 暴行 ：全治2週間	祖母 佐溝千菊 77歳 無職	自宅居間で寝ていた孫の左脇腹を包丁で刺した。 孫が「祖母が包丁を持ち出して刺した」と110番通報。 「日頃から金を無心したり家で暴れるので、自分も家族も楽になりにかかった」と供述。	・2008.5.30 犯行 ・5人家族(容疑者・息子夫婦・孫2人) ・他の家族は就寝中だった。
47	6/12	千葉県 成田市	♂二男 1ヶ月 暴行 ：脳挫傷	父 鈴木義隆 32歳 鉄筋工	車の中で、頭や顔面を平手打ちするなどした。「夜泣きがうるさく腹が立った」「後部座席に乗せて急ブレーキをかけ、車の前部まで吹っ飛ばした」と供述。 妻が異変に気付き搬送し、医師が警察へ通報。	・2008.6.8～9 犯行 ・5人家族(父・容疑者・妻・長男・二男)
48	6/19	茨城県 つくば市	♂長男 生後13日 死亡	母 山本潤子 36歳 無職	自宅の浴槽につけ殺害しようとした。外出先から戻った夫が気付き通報。 「子育てに対する不安があり、浴槽につけて殺した」と供述。	・2008.6.15 犯行 ・3人家族(夫・容疑者・長男)
49	6/20	大阪府 大阪市	♀知人女性から預った男児 9歳 暴行 ：3週間の火傷	預り先の男性 榎本一敬 35歳 暴力団組員	おつかいの買ひ物を間違えたことに立腹し、熱したステンレス製おたまで首に押し当て、腕に熱湯をかけた。他にも10ヶ所以上の傷あり。 駅で泣いている男児を警備員が発見、警察に通報。	・2008.6.17 犯行 ・1ヶ月前に男児を預り、2人で生活していた。
50	6/22	鹿児島県 霧島市	♂三男 10歳 絞殺未遂	母 丸山啓子 48歳 無職	首を背後からハンカチで絞め殺害しようとした。男児は失神後に覚醒し、近所の人に助けを求めた。引き取った親戚が警察に通報。 「三男が失神して動かなくなったから、立ち去った」「自分も死のうと思った」と供述。	・2008.6.21 犯行 ・三男は5月まで親戚の家に住んでおり、連休明けから容疑者のもとに引き取られ、2人で暮らしていた。
51	7/3	宮崎県 宮崎市	♀交際女性の二女 11ヶ月 暴行 ：全治2ヶ月の骨折	母の交際男性 成松浩司 20歳 無職	足をつかんで振り上げるなどして、左脚骨折を負わせた。「泣き止まなかった」と供述。女性には長女と外出中だった。 通っている保育園から児童相談所を通じて警察に通報。	・2008.6.19 犯行 ・交際女性(26歳)は、長女と二女の3人暮らし。今年初めから容疑者と交際を始めた。

52	7/17	鹿児島県霧島市	♀長女 4歳 暴行 ：意識不明の重体	内縁 中村栄治 38歳 内装業	顔面を殴った後、はずみで転倒し土間で頭を打った。様子がおかしかったため、容疑者が119番通報。 「女兒がよく嘔をつくので、しつげのために顔や尻を素手で殴った」「一緒に住み始めた今年初め頃から度々殴っていた」と供述。	・2008.7.17 犯行 ・同居女性(25歳)との実子。
53	7/27	神奈川県横須賀市	♂孫(二男の息子) 4歳 死亡 ：急性硬膜下血腫	祖母 折笠麗子 46歳 介護ヘルパー	両肩を押して後ろに突き倒し、後頭部を強打。泣いていた孫がぐったりしたため、容疑者の夫が119番通報。「尿を漏らしたことを注意したが反抗的だったのがやっつた」「なかなか泣かず悩んでいた」と供述。	・2008.7.26 犯行 ・男児の両親が05年に離婚し、今年4月から養子として同居していた。 ・他に「しつげ」として熟したライターを押し付けていた。
54	7/27	広島県三次市	♂長男 3ヶ月 暴行	母 29歳 会社員	水を張った自宅の浴槽につけて殺害しようとした疑い。犯行直後に容疑者が警察に通報。夫は不在だった。	・2008.7.27 犯行 ・3人家族(夫・容疑者・長男) ・育児に悩んでおり、精神的に不安定だった。
55	7/28	長野県上田市	♂長男 7ヶ月 死亡 ：頭蓋内損傷	父 上原広 24歳 工具	泣き止まないことに立腹し、顔を数回殴った。他の家族は外出中だった。翌朝に妻が気付き、同居の祖母が119番通報。	・2008.7.26 犯行 ・5人家族(妻の両親・容疑者・妻・長男)
56	8/5	滋賀県彦根市	♂長男 3ヶ月 暴行 ：全治6ヶ月の慢性硬膜下血腫	母 市川真由子 24歳 無職	泣き止まなかったため、両手で抱き上げて強く揺さぶった。「泣き止ませるにはこうするしかなかった。6月頃から同じことをしていた」と供述。	・2008.8.4 犯行
57	8/11 書類送検※	大阪府守口市	♂長男 生後18日 死亡 ：窒息死	母 山中いづみ 22歳 無職 死亡	口に粘着テープを張って窒息死させた。 ※当初、強盗被害と供述していたが、後日、母親が自殺。殺人の疑いで容疑者 死亡のまま書類送検。	・2008.1.16 犯行 ・母親も両手を粘着テープで冷蔵庫に縛られており、自作自演だった。 ・出産前から精神的に不安定で、結婚生活の不安も漏らしていた。 ・2008.1.23 歩道橋から飛び降り車にはねられ死亡
58	8/21	東京都青梅市	♂長男 生後12日 死亡 ：硬膜下血腫	父 アンソニー・ブッカー 20歳 無職 英国籍	激しく揺さぶったり、テープルに後頭部をぶつけたりした。「日本語が分からないことや夜泣きでストレスがあった」と供述。仕事先から帰宅した妻が病院へ搬送。病院から警察へ通報。	・2008.6.18 犯行 ・3人家族(容疑者・妻(19歳)・長男) ・昨年7月に来日し、同月結婚。

Ⅳ. 「子ども虐待」内容—日米および諸外国との比較—

さて、この項でアメリカおよび諸外国の「児童虐待」の現状を日本と比較考察してみたい。まず、アメリカの「子ども虐待」の発生件数と状況について、「世界子ども白書」やCAPTA (Child Abuse Prevention and Treatment Act) 「児童虐待防止対策法」の統計資料、参考図書あるいはマスコミ報道・種々の研修会や学会などに参加して読んだり聞いたりした結果、アメリカにおける18歳未満の子どもの虐待件数は年間200万～300万件、虐待や育児の怠慢による子どもが死亡する数は、年間2,000人ともいわれる。しかもその8割近くが3歳以下の乳幼児だと報告されている。日本とは桁違いに多い数だが、事実はどうなのだろうか？

アメリカは、各州によって「子ども虐待」の定義および政策・通告される仕組みや処理などの政策に相違があるし、また、18歳未満の児童人口も異なるので、わが国と単純な数字上での比較について議論することは難しいが、参考に今回「現代アメリカデータ総覧」に掲載されている各州の「児童保護サービス機関」(U.S Department of Health and Human Service) の調査による件数の総計とその態様を表-8・表-9にまとめたので、これをもとに考察していきたい。

ちなみに子ども人口(18歳未満)の国際比較を、2007年(平成19年)で比べると、アメリカは、中国・インド・インドネシアに続いて多く74,926,000人で、日本は10位の21,770,000人であるから、アメリカは、日本の3.4倍強の子ども人口を有していることになる。

表-8 児童虐待、遺棄の申し立ておよび操作件数

	18歳未満人口	報 告		捜査後立件された ケースの子ども数
		申し立て件数	申し立てにかか わる子ども数	
1996年	69,048,323	2,050,801	3,031,597	969,018
1997年	69,527,944	1,941,253	2,700,369	889,665
	18歳未満人口	申し立て件数	捜査対象と なった児童数	被害者の児童数
1998年	69,872,059	1,851,267	2,972,862	903,395
2001年	72,941,000	1,789,324	3,058,253	903,141
2002年	72,894,483	1,811,974	3,136,751	897,168
2003年	73,043,506	1,576,390	2,856,284	787,156
2004年	73,277,998	3,423,347	1,859,386	872,088

資料：「現代アメリカデータ総覧」

表-9 児童虐待・遺棄の起訴

人

	犠牲者	遺棄 (ネグレクト)	物理的虐待 (身体的虐待)	性的虐待	精神的虐待 (心理的虐待)	その他及び 不詳
1994年	1,011,595 (X)	520,550 (51.5%)	241,338 (23.9%)	136,362 (13.5%)	47,337 (4.7%)	24,593 (2.4%)
1995年	970,285 (X)	507,015 (52.3%)	237,840 (24.5%)	122,964 (12.7%)	42,051 (4.3%)	28,541 (2.9%)
1996年	955,516 (X)	493,158 (51.6%)	224,967 (23.5%)	117,058 (12.3%)	55,199 (5.8%)	25,412 (2.7%)
1997年	790,157 (X)	431,563 (54.6%)	192,872 (24.4%)	96,070 (12.2%)	48,407 (6.1%)	18,524 (2.3%)
1998年	861,302 (X)	461,274 (53.5%)	195,891 (22.7%)	99,278 (11.5%)	51,618 (6.0%)	20,338 (2.4%)
1999年	783,632 (X)	439,094 (56.0%)	167,703 (21.4%)	88,801 (11.3%)	59,842 (7.6%)	18,809 (2.4%)
2000年	864,837 (X)	517,118 (59.8%)	167,713 (19.4%)	87,770 (10.2%)	66,965 (7.7%)	25,498 (3.0%)
2001年	903,141 (X)	516,646 (57.2%)	168,284 (18.6%)	86,834 (9.6%)	61,779 (6.8%)	17,664 (2.0%)
2002年	897,168 (X)	525,131 (58.5%)	167,168 (18.6%)	88,688 (9.9%)	58,029 (6.5%)	18,128 (2.0%)
2003年	893,296 (X)	550,178 (61.6%)	164,689 (18.4%)	87,078 (9.8%)	57,391 (6.4%)	17,945 (2.0%)
2004年	872,088 (X)	544,050 (62.4)	152,250 (17.5)	84,398 (9.7)	61,272 (7.0)	17,968 (2.1)

資料：「現代アメリカデータ総覧」

X→該当なし（児童は複数の虐待を受けていることが多い。従ってこの項の合計は100%を超える）

※このデータは、各州の「児童保護サービス機関」の調査による児童虐待および遺棄の申し立て件数に基づいて、全米の総計を出している。

※虐待が行われたかあるいはその危険があることを、州法のもとで立証するのに十分な証拠が存在することを決定するための捜査の訴因を示している。

表-9を単純にみると、アメリカは18歳未満の子ども人口が日本の3.4倍とはいえ、児童虐待、遺棄の申し立ておよび捜案件数が2004年では、日本の90倍以上の3,423,347件で、捜査後に虐待が立証された被害児童数は872,088人という多さである。つまり、おおよそ86人に一人の割合で子どもたちは、虐待を受けていることになる。ただ、ここ数年の推移としては、途中多少増加するも全体としては、減少しつつあることは喜ばしいことだと思う。立証されたケースの内訳は遺棄（ネグレクト）が大部分（約60%前後）を占め、次は身体的虐待（物理的虐待）で約18%前後である。性的虐待は約10%、精神的虐待がおおよそ7%である。

わが国と比較してみると、わが国はネグレクトと身体的な虐待が大差なく、ネグレクトが40%弱で、身体的虐待は40%強である。性的虐待はアメリカより少なく3%前後である。アメ

リカの性的虐待は10%強～10%以下に減少しつつあることはうれしいが、約10%の子どもが性的虐待の被害を受けていることは重大である。アメリカの心理的虐待は、わずか2%と少ない。

これらアメリカの統計資料をみて考えることがある。アメリカは虐待対策においては先進国といわれ、わが国より25～30年も前から真剣に対策に取り組んでいるにも関わらず虐待件数が相変わらず多いのはなぜだろうか。種々の要因、事情も言われており簡単ではないので、次回の考察にゆだねることとする。

次に、調査年が2001年までの6年間と比較資料としては古いが、フランスとの比較も簡単にながめたい。フランスの人口はわが国のほぼ半分の60,991,000人（2008年発表された2005年の総人口）で、子ども人口動態も類似しているし、18歳未満の子ども人口比もほぼ大差ないと仮定すると、過去6年間で14%の減少を示している。

2001年をみてみると身体的虐待が約32.2%、ネグレクトが26.1%である。性的虐待は32.8%と諸外国と特にアメリカと比べると圧倒的に多い。心理的虐待は8.9%である。

表-10 フランス国家統計にみる被虐待児、4類型の年次推移

(※100以下の数値は非表示) 単位：人

	総数	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待
1996年	21,000	7,500	7,000	6,500	1,700
1997年	21,000	7,000	5,400	6,800	1,800
1998年	19,000	7,000	5,300	5,000	1,400
1999年	18,500	6,500	5,400	4,800	1,800
2000年	18,300	6,600	4,800	5,500	1,400
2001年	18,000	5,800	4,700	5,900	1,600

資料：ODAS「地域社会活動の国家観測」

最後に児童虐待の現状について、アメリカ・フランス以外の国々との比較も把握したいと資料のリサーチを行ったが、正直なところ、正確な国際比較を試みるのは、至難のわざであると実感した。調査年を同じにすること・子ども人口（18歳未満）1,000人当たりの頻度数値を使用すること（日本を含め国際的に頻度計算を行っていない国が多い）、合計特殊出生率の相違・児童虐待の定義や分類に対する解釈の違いなどがある。共通の定義や調査法の欠如があるため厳密な比較とはいえないが、ユニセフ（UNICEF=United Nations Children's Fund国連児童基金）のイノチェンティ研究所（IRC=Innocenti Research Centreイタリア、フレンツェに設置・世界の子どもの状況把握）が発信しているデータでみていく。

IRCでは、基金の目的である児童の保険医療・教育・平等・保護に関する国際比較を行い、その活動と政策提言に寄与するための科学的根拠を求めている。他の国連関係機関が発展途上国に関心を向けているのに対して、IRCは、産業社会ないし豊かな国々にも関心を向けていることは注目すべき点である。その意向で、児童虐待の国際比較を調査統計の得られる虐待死を招いた身体的虐待とネグレクトで死亡した15歳未満の児童を、児童人口10万人当たりで

比較している。それを表-11に示した。対象としている国は、経済協力開発機構（OECD=Organization for Economic Cooperation and Development）参加国27国である（調査した時には27国加盟，2007年には30カ国）。

表-11 OECD27国における子ども10万人あたりの虐待死（1990年代最新5年間平均）

国名		人	国名		人	国名		人
1	ポルトガル	3.7	10	日本	1.0	19	オーストラリア	0.8
2	メキシコ	3.0	11	オーストリア	1.0	20	韓国	0.8
3	アメリカ	2.4	12	カナダ	1.0	21	スウェーデン	0.6
4	フランス	1.4	13	スイス	0.9	22	オランダ	0.6
5	ハンガリー	1.3	14	イギリス	0.9	23	ノルウェー	0.3
6	ニュージーランド	1.3	15	ポーランド	0.9	24	アイルランド	0.3
7	チェコ	1.2	16	フィンランド	0.8	25	イタリア	0.2
8	ベルギー	1.1	17	デンマーク	0.8	26	ギリシャ	0.2
9	スロバキア	1.0	18	ドイツ	0.8	27	スペイン	0.1

資料：2003年9月18日 国連児童基金（ユニセフ）発表

IRCの調査結果によると、毎年、先進工業国において、およそ3,500人の15歳未満の子どもたちが虐待によって亡くなっていると推定している。その中でもリスクが高いのは年齢の低い乳幼児である。表-11からスペイン・ギリシャ・イタリア・アイルランド・ノルウェーといった国々では、子どもの虐待死は低い。それに比較して、ベルギー・チェコ・ニュージーランド・ハンガリー・フランスは4～6倍多くなり、アメリカ・メキシコ・ポルトガルでは2.4・3.0・3.7人で10～15倍と高い。わが国は、1.0人で10位と高い方である。1970年代の2.1人から1.0人という数字は顕著な減少ではある。

調査報告では、子どもの虐待死が低い国々では大人の暴行死も少ないことを指摘し、社会全体として暴力と児童虐待に相関があることを明確にしている。

最近の良いニュースとしては、子どもの虐待死は、大多数の先進工業国では減少傾向にあるということである。また、2007年、OECD全ての加盟国における子どもや若者を取り巻く状況に関する報告（Report Card 7）によると、各国の子どもの福祉を①「物」②「健康と安全」③「教育」④「友人や家族との関係」⑤「日常生活上のリスク」そして⑥「子どもや若者自身の『実感』」の6つの側面から複合的に考察した結果、総合的に高い評価を得ている国の多くが、オランダ・スウェーデン・デンマーク・フィンランドなど北欧諸国であると発表している。さらに国民一人当たりのGDPと子どもの福祉には、必ずしも相関関係があるとは限らないとも指摘している。

わが国は一部のデータ不足のため、総合的な評価ができなかったとして今回のランキングから除外されているが、子どもの物質的ウェルビーイングの面では平均より低く、24カ国中18位であった。

V. おわりに

若い頃、虐待を受けて育った子どもたちと出会って以来25年間、私の脳裏から離れることはなかった「子ども虐待」は、わが国でも、平成12年の「児童虐待防止法」制定以来、にわかにマスコミで脚光を浴びている。抵抗できない幼い子どものいのちを守るため、また、乳幼児期の体験が、後の成長にどんな影響を与えるかを考える時、筆者らに何かできることはないだろうかという思いから、虐待を受けている子どもたちに具体的な援助がすぐにできないとしても、微力ながら、子ども虐待の予防として教育の啓発をしていきたいと考え、5年計画で「子ども虐待」をテーマとして研究に取り組むことにした。今回は主に、種々の文献を通してわが国の「子ども虐待」の現状把握とその内容・事例の分析・日米の比較および諸外国との簡単な比較などを中心に報告してきた。

前回の報告でも感じたが、やり始めると「子ども虐待」の膨大な資料に圧倒された。今回の研究で、わが国および諸外国の「子ども虐待」の現状を模索しながら、また今回、2008年1月～8月までのわずか8カ月間に発生した子ども虐待事件、58件の事例を考察しただけでも「子ども虐待」に希望・未来はあるのだろうかと暗澹とした気持ちになった。

それとともに数による統計だけを見ると「子ども虐待」は、特に先進国で多く、キリスト教文化圏のアメリカおよびヨーロッパ諸国に多いことの背景など、ことにポルトガルやメキシコがアメリカ以上に虐待による子どもの死亡が多いことに新たな関心を持った。今後も「子ども虐待」の背景や虐待を受けて育った子どもたちの後遺症など、研究課題は山積である。そして、探求していけばいくほど、疑問も大きくなり無力を感じる結果になるのかも知れないが、未来を担う若者の教育啓発を根気強く続けていきたいと思っている。

引用および参考文献

- | | | | |
|------------|----------------------------|------|-----------|
| 1) 上野加代子 | : 児童虐待の社会学 | 1996 | 世界思想社 |
| 2) 斉藤 学 | : 児童虐待－危機介入編 | 1995 | 金剛出版 |
| 3) 斉藤 学他 | : 子どもの虐待 | 1999 | 安田生命社会事業団 |
| 4) 奥山眞紀子ら編 | : 子ども虐待防止マニュアル | 2001 | ひとなる書房 |
| 5) 熊谷文枝 | : アメリカの家庭内暴力 | 2005 | ミネルヴァ書房 |
| 6) 熊谷文枝 | : アメリカの家庭内暴力と虐待 | 2005 | ミネルヴァ書房 |
| 7) 椎名篤子編 | : 凍りついた瞳が見つめるもの | 1997 | 集英社 |
| 8) 同 上 | : 親になるほど難しいことはない | 2000 | 集英社 |
| 9) 浅井春夫他 | : 子どもの貧困 | 2008 | 明石書房 |
| 10) 松田博雄 | : 子ども虐待 | 2008 | 学文社 |
| 11) 西澤 哲 | : 子どもの虐待－子どもと家族への治療的アプローチ | 1994 | 誠心書房 |
| 12) 小木曾 宏 | : Q & A 子ども虐待の問題を知るための基礎知識 | 2003 | 赤石書店 |
| 13) 杉山 春 | : ネグレクト－真奈ちゃんはなぜ死んだか－ | 2005 | 小学館 |
| 14) 杉山登志郎 | : 子ども虐待という第四の発達障害 | 2007 | 学習研究社 |

- 15) 田邊泰美 : イギリスの児童虐待防止とソーシャルワーク 2006 明石書店
- 16) 京極高宣ら編 : 新版社会福祉双書第4巻児童福祉論 2005 全国社会福祉協会
- 17) 土屋恵司 : アメリカ合衆国における児童虐待の防止及び対処措置に関する法律
2004 外国の立法219
- 18) マルタン・モネステイエ : 児童虐待全書 2000 原書房
- 19) 日本子ども家庭総合研究所編 : 日本子ども資料年鑑2008 2008 KTC中央出版
- 20) 萩原康生 : 世界の社会福祉年鑑2007 2007 旬報社
- 21) 内閣府編集 : 青少年白書 H14～H19年度版 国立印刷局
- 22) ジーン・レンボイツ : 幼児虐待 1977 星和書店
- 23) トリイ・ヘイデン : シーラという子 2004 早川書房
- 24) アムネスティ・インターナショナル日本支部編 : 子ども・世界・人権 1994 明石書店
- 25) アリー・ボストン他編 : 被虐待児の精神分析的な心理療法 2006 金剛出版
- 26) アメリカ合衆国商務省センサス局編 : 現代アメリカデータ総覧 : 1992～2007 柊風舎
- 27) <http://www.crnjapan.com/abuse/ja/wom-childabuseoverview.html>
- 28) <http://www.manabi.pref.aichi.jp/general/01120357/0/kouza3/section1.htm>
- 29) <http://www.eonet.ne.jp/skado/book1/child-abuse-parental-power-r.pdf>
- 30) <http://www.hs.sugiyama-u.ac.jp/-sociolog/gra9023.html>
- 31) <http://www.jba.org/activity/images/living>
- 32) <http://www.asahi-net.or.jp/rb1s-wkt/gyachild01.htm>
- 33) <http://www.npa.go.jp/safetylife//syonen28/20060216.pdf>
- 34) フランスの統計資料 http://www.ambafrance-jp.org/article.php3?id_article=2291
- 35) 厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/07/h0710-3.html>
- 36) 朝日・毎日・読売・共同通信などの新聞ニュース